## 資料2

### いじめの重大事態について

令和4年12月23日 北九州市教育委員会

## いじめの重大事態について

#### 北九州市教育委員会



### 1. いじめの重大事態とは

≪いじめ防止対策推進法28条1項に規定≫

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた
  - ※ 例:児童生徒が自殺を図った場合 身体に重大な傷害を負った場合 等
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
  - ※ 「相当の期間」とは年間30日を目安

≪いじめ防止等のための基本的な方針≫

○ 「いじめにより重大な被害が生じた」という申立て 重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

# 2. いじめ問題専門委員会 (第三者調査委員会)の概要

【設置法令】いじめ防止対策推進法14条3項

【設 置 根 拠】北九州市いじめ問題専門委員会条例

【設置年月日】平成26年6月設置

【選任の方法】各職能団体等より推薦をもらって専任

【委員定数】6名以内

【 組 織 】学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者 のうちから 教育委員会が任命する

※ 医師・弁護士・臨床心理士・学識経験者・保護者代表

### 3. 令和3年度いじめ重大事態の概要

月日	内容
令和3年 5月下旬	被害児童・保護者より「重大事態」との申立てあり
6月中旬	市長報告
7月初旬	第三者調査委員会による調査審議の開始
令和4年 11月	第三者調査委員会による調査結果の報告

### 4. いじめの重大事態への対応

- 何があったのか知りたいという思いを理解し、 対応に当たる。
- 調査内容・結果について、適切に説明を行う。
- いじめ防止等の体制を見直す姿勢をもつ。
- ガイドラインに則り、躊躇なく第三者調査委 員会の設置をする。

### 5. 条例の改正について

### 【全国的な課題】

- いじめ重大事態の課題が複雑化
- いじめ重大事態が複数発生した場合、 調査人員が不足 \_\_

令和4年6月に条例を改正し、いじめの調査・審議に係る部分について、いじめ問題専門委員会に臨時委員(いじめの第三者調査委員会)を置くことができるとした。

